







紅印

15.10  
4.576  
12



門 93  
流 6019  
卷 12



特



禁裏 院中 公方係  
 禁裏 院中 公方係  
 禪之旨取及組多人較之給取  
 付取紙 右字實書之 一紙平

進上	御太刀 一腰	御馬 一匹	以上
----	--------	-------	----

大鏡宮内大捕  
 晴光



△冬勤事の時

進上

御太刀

御小袖

御馬衣衣

以上

一腰

三重

一疋

名字官

名乗

進上

御小袖

以上

二重

名字官



右ハ歳暮守湯赤ク月録也但 公義台よりハ  
 小袖ノ色付未品ノ書付込不入也但帷子單物  
 二三ト一之之ニ重トハ之有之

進上	白鳥	鷹	鯛	鱈	海月	以上
一	一	一	一折	一折	三桶	

名字官  
名案

右是ヲ指月録ト云指湯ノ一真也但文字

惣而月録原文未堅帛ニヲ并テハ新帛一枚  
 二于實名ニ及子浦平是者侍越畧也

進上	一 陀子	一 唐布	一 大口	一 唐筵	一 丁子	以上
----	------	------	------	------	------	----

名字官  
名案



進上

万疋

已上

右字宦  
右宗

右打幣や但万疋志百疋トア儿(手ト奉)  
中古の筆や下や又書知ハ 鵜月  
鵜眼 青銅 書蚊十ト、書也

進上

御盃臺

松竹

御折

十合

御樽

十荷

以上

名字宦  
名宗

臺三ノ時ハ  
竹 松 鶴  
如北

進上ノ時ハ沙壹卷一二三  
トハ不書也以才進上ノ時ハ  
松竹一ノ書



遺物目録

假令

進上

死  
名字官遺物

御刀

一腰

國光  
代金何枚

以上

死ノ子

名字官

名乗

右死人、名斗書ハ尾籠也、同之抄紙  
於用度忘也

右限之人、御、利、三、流、為、教、方、實、名、了、凡、

カラス、外、依、文、字、主、抄、單、五、五、列

右、佛、馬、代、黃、金、十、兩

法、元、年

月、日

何、日、新

一、概、馬、何、日、新、及

了

又

〇、二、中

御

〇、二、中

裏書、右、佛、馬、代、三、白、ラ、カ、テ、人、之、使、忘、於、母、  
同心、忘、右、佛、馬、代、ハ、沐、三、御、解、歟



△神前

奉獻上

御大刀

御馬

以上

一腰

一匹

名字  
名

△香眞月録

白銀何十兩

御香眞



△香真月録年始末之時

	白銀	
	何十兩	

魚引 佛前江之月録進上之字并名字實  
 不之之く人教一月持来之時公裏之方  
 付紙之名字實勿論 神前之外 佛前  
 太刀浦中ノ所捕公担生家トモ時ハ名字實又  
 人ヨリ進上ハトモ之へト文字ノ其年三十一ト云下

三入上	白銀 何十兩	已上
		すつ田おえのき も史



あんと  
白き  
たい  
たけ  
ふか  
い  
い

一  
一  
一  
一  
一

ふか  
い

あんと

あんと

万い

已上

まの  
まの

右月録抄第一主人律一曰く録や別云  
為教方しく女仲若家ハ之を  
業志道と云柄ノ也ノ字モ之  
と云







らるゝと申す人  
のたゞしあつて

らるゝと申す

らるゝ

一 女中への又二枚ありて豊盛也

一 沓文りきふりて人き付りよのわら  
のせ又のりこまき付八月日あり

一月録は打紙等料紙二枚也と云  
檀弓を斜彫くるる豊盛少のり  
可也なり

攝政 関白 常侍 門跡 親王 等

進上	御太刀 一腰	御馬 一疋	以上	名字官
----	-----------	----------	----	-----



△清花大臣

補東  
公方 門跡等

以上	御馬	御大乃	迹上
	一疋	一腰	

名字官

△清花門跡

△兩本願寺等

以上	御馬	御大乃	迹上
	一疋	一腰	

名字官



△准大臣 △清和天中約云云

	所馬	所大刀
	一丈	一腰
以上		

名字友

右大刀目錄相背南先志増如新此方之人所  
大秋回取以上侍様より越也但之云云別傳

名字友之云云

	所馬	所大刀
	一丈	一腰
以上		

名字友



右外太刀貞録洞極收多雜有之  
 畧之

	火	乙	乙	乙
		乙	乙	乙

	乙	乙	乙	乙
	乙	乙	乙	乙



曾我丹波守古祐家傳之記錄文法等  
不殘被附屬愚父吉右衛門正之畢古祐  
賢父尚祐代傳 公方家之臣長書  
策之法式當時雖多未才講禮故實令  
指南之儀者父正一人之外不被免之以  
被舊記之内兼今用据據書法號當用  
書札令相傳畢勞之不可出圖外者也

久保左衛門

延寶七年

十月廿七日

五

本寺より取り















